

高知県ギャンブル等依存症 対策推進計画

令和4年10月

目次

第1章 基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 ギャンブル等依存症に関する現状

- 1 ギャンブル等依存症が疑われる者の割合の推計・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 遊技場、公営競技の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 遊技場（ぱちんこ、パチスロ等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 競馬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 競輪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 相談状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 依存症（アルコール、薬物、ギャンブル）に関する相談件数・・・・ 7
 - (2) ギャンブル等依存症に関する相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 高知県精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症の相談状況・・・・ 9

第3章 依存症対策の基本的な考え方

第4章 具体的な取組

- 1. 予防教育及び普及啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 高等学校における予防教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 大学等と連携した普及啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 正しい知識の普及と理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (4) 職域における普及啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 相談窓口の周知及び相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 相談窓口等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 相談窓口における相談対応力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (3) 相談窓口に繋げるための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3. 医療提供体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 治療可能な医療機関の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4. 回復・再発防止対策の充実及び連携協力体制の強化・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 回復・再発防止支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (2) 連携協力体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

5. 関係事業者による取組	22
(1) 遊技場（高知県遊技業協同組合）	22
(2) 高知競馬	22
(3) 高知競輪	23
(4) 不適切なギャンブル等の誘引防止	23

第5章 推進体制等

1 関連施策との有機的な連携	24
2 計画の進行管理等	24

資料編

ギャンブル等依存症対策基本法	25
高知県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱	33

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等（※1）にのめり込み、「やめたくても、やめられない」状態になることであり、ギャンブル等依存症である者やその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復が十分に可能であるにもかかわらず、対応する医療機関や相談支援体制が乏しかったり、治療や支援を行っている医療機関や相談支援機関、自助グループ等に関する情報が得られにくいといった理由により、ギャンブル等依存症である者やその家族が必要な治療や支援を受けられていない現状にあります。

そうした中、平成30年10月に、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）が施行され、平成31年4月には、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が策定されました。

基本法第13条で、都道府県は実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされており、高知県においても、基本法の基本理念（※2）に則り、県民の健全な生活の確保を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、「高知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しました。

本計画は、「高知県保健医療計画」、「高知県健康増進計画」、「高知県アルコール健康障害対策推進計画」等と調和のとれたものとしています。

※1 本計画において、「ギャンブル等」とは、「法律の定めるところにより行われる公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいいます。

※2 基本法に定める基本理念（第3条）

（1）ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

（2）ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に定める「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度及び令和5年度の2年間とします。

	計画期間	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
国	3か年	ギャンブル等依存症対策推進 基本計画（第1期）		第2期		
県	2か年			高知県ギャンブル等依存症対策 推進計画（第1期）	第2期	
	6か年	第6期高知県保健医療計画 (H30年度～R5年度)				第7期
	6か年	第4期高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」 (H30年度～R5年度)				第5期
	6か年	第1期高知県アルコール健康障害対策推進計画 (H30年度～R5年度)				第2期

第2章 ギャンブル等依存症に関する現状

1 ギャンブル等依存症が疑われる者の割合の推計

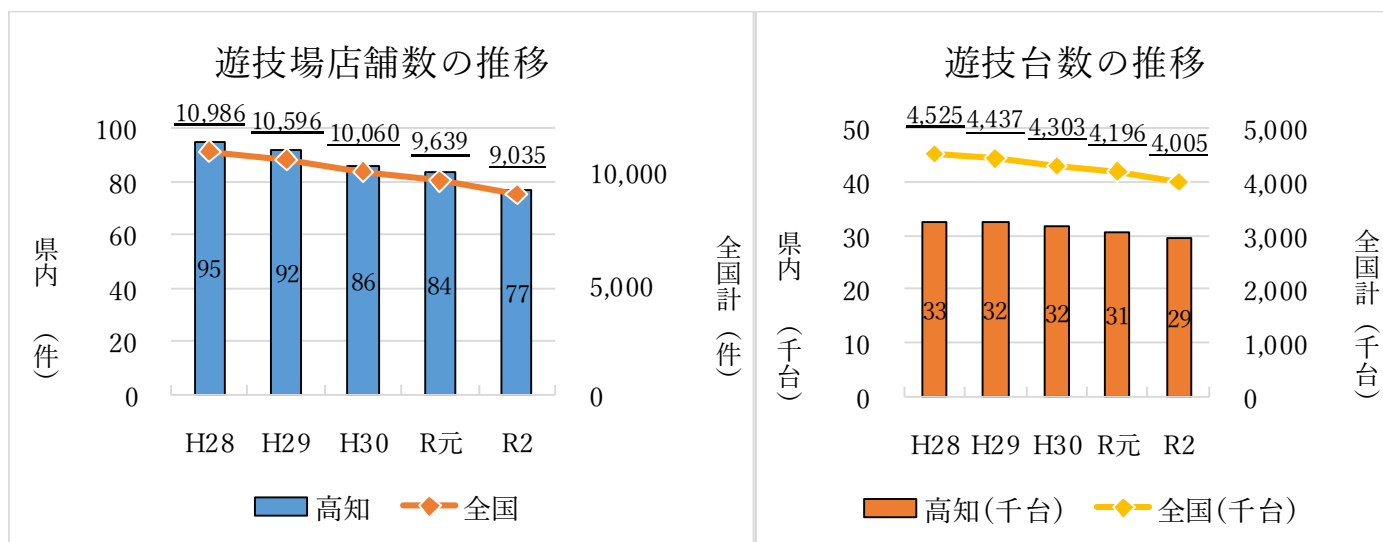
平成29年度に国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が実施した「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」によると、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存症が疑われる者」（以下「ギャンブル等依存症が疑われる者（過去1年以内）」とする。）の割合は、成人の0.8%（約70万人）、生涯を通じて「ギャンブル等依存症が疑われる者」（つまり、一生のうちに一度はギャンブル等依存症を経験する人）の割合は、3.6%（約320万人）と推計しています。これを高知県人口（令和2年国勢調査における県内の20歳以上の人口：約58万人）で換算すると、「ギャンブル等依存症が疑われる者（過去1年以内）」は約4千6百人、生涯を通じて「ギャンブル等依存症が疑われる者」は約2万8百人と推計されます。

2 遊技場、公営競技の状況

全国における公営競技等の令和元年度の売上は、ぱちんこ、中央競馬、競艇、地方競馬、競輪、オートレースの順で高くなっています。以下に、遊技場と県内に本場がある公営競技（高知競馬及び高知競輪）の現状を記載しています。

（1）遊技場（ぱちんこ、パチスロ等）

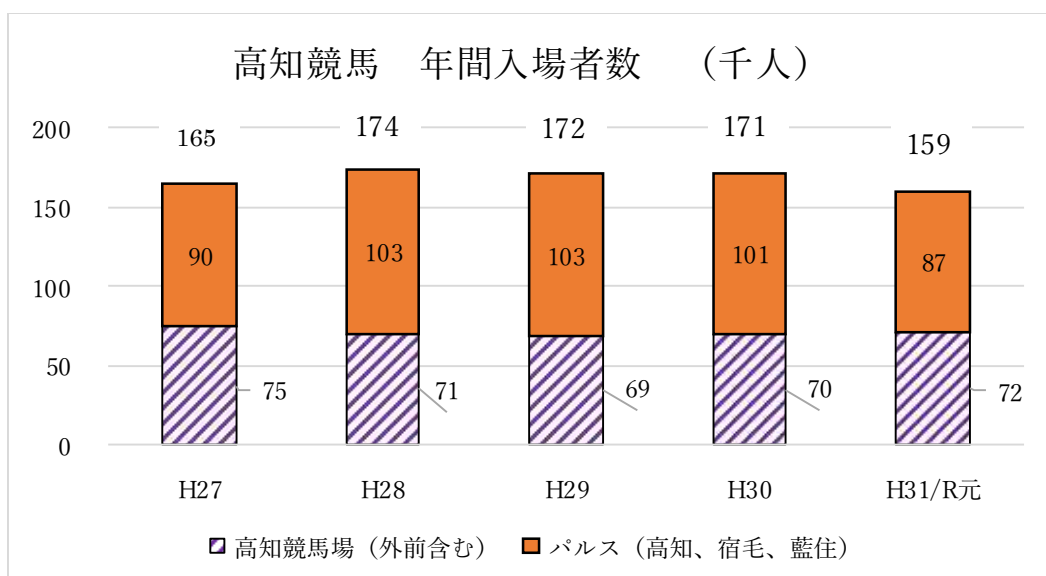
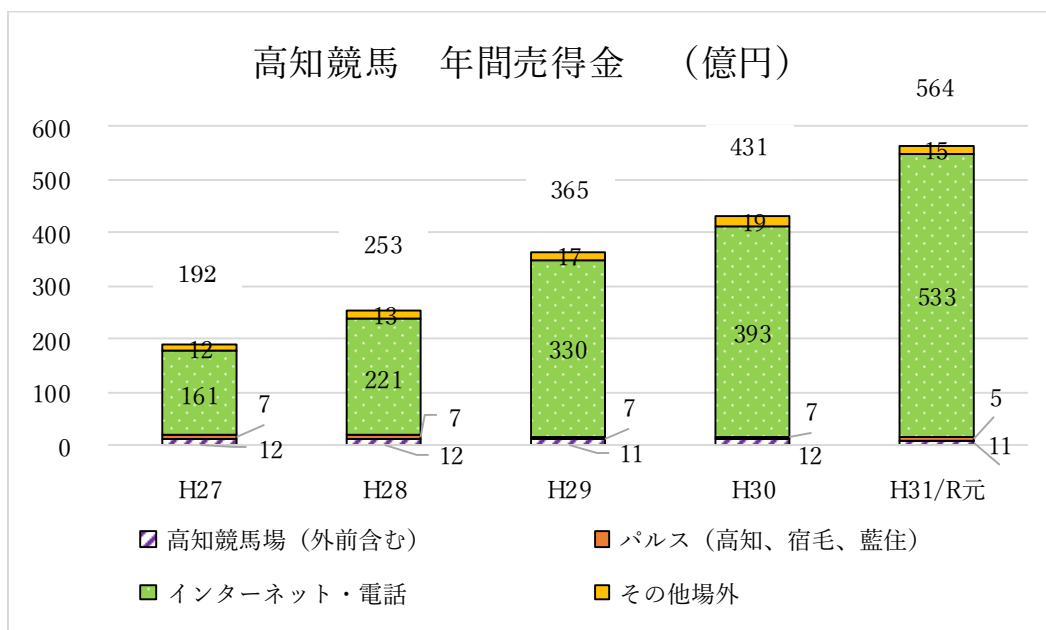
全国、高知県ともに遊技場店舗数は減少しており、遊技台数も漸減しています。



出典：全日本遊技事業協同組合連合会 HP より県障害保健支援課 作成

(2) 競馬

高知競馬は、高知県競馬組合が運営しており、売得金は年々増加傾向にあり、入場者数は、本場とパルス（高知競馬が運営する場外馬券売場）を合わせると年間16～17万人前後で推移しています。



県競馬対策課調べ

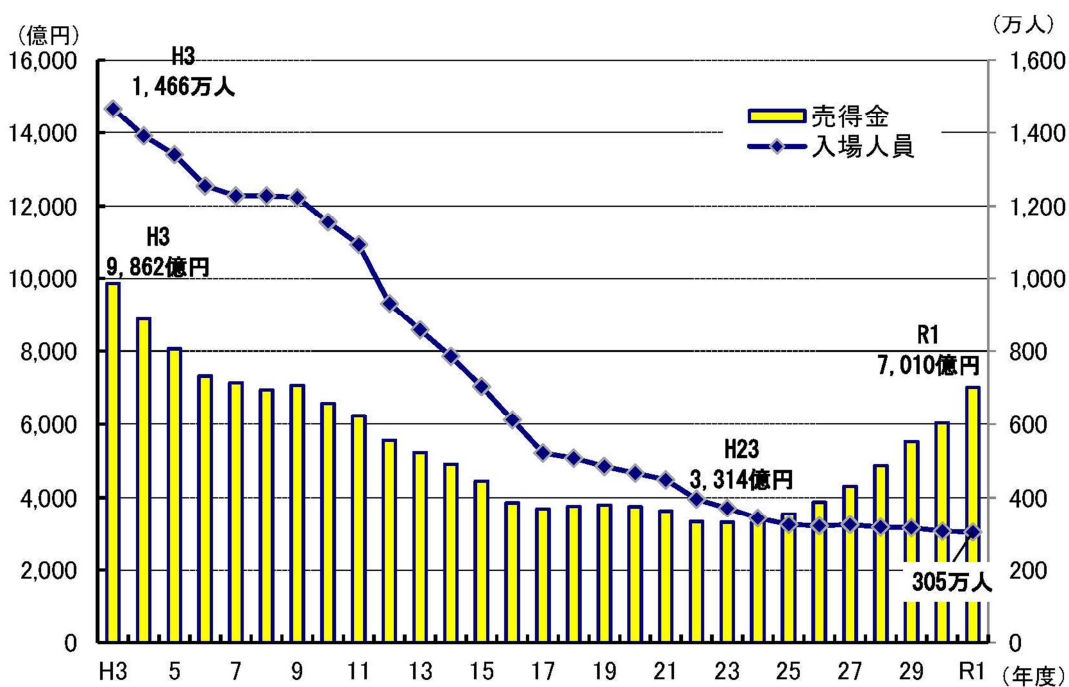
(参考) 売得金及び入場人員の推移

○JRA (中央競馬)



○地方競馬

14主催者(都道府県及び指定市町村)が全国17の競馬場で施行

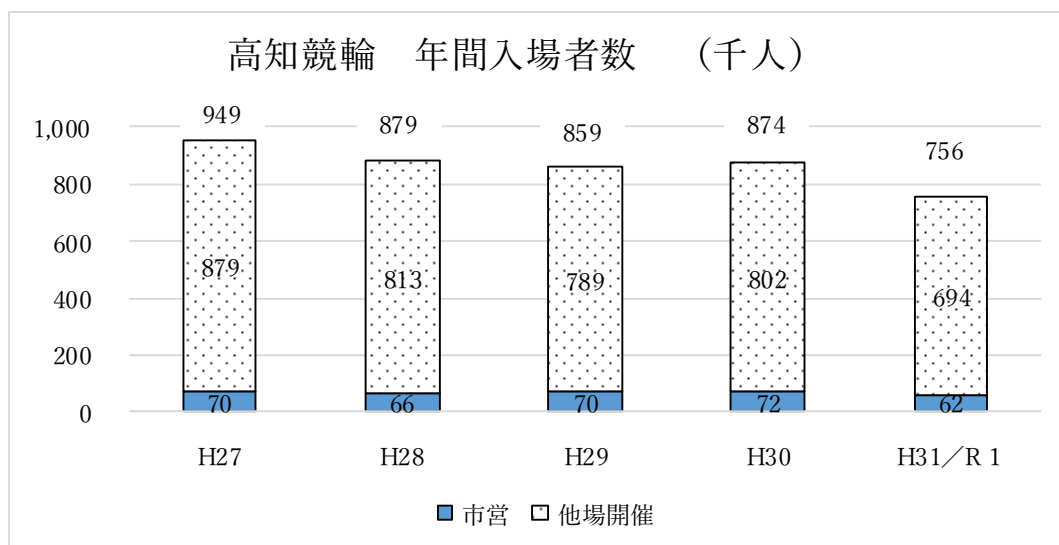
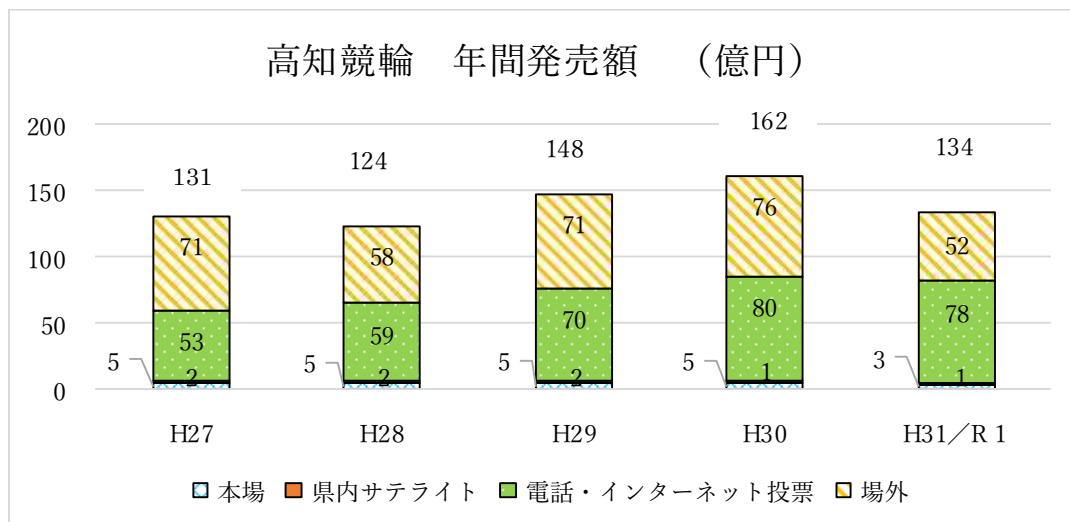


出典：農林水産省 HP 競馬の概況

(3) 競輪

高知競輪は、高知市が運営しており、南国市と安田町の2か所にサテライト（場外車券売場）があります。

高知競輪の年間発売額は130～160億円、入場者数は年間80万人前後で推移しています。



高知市公営事業課調べ

(4) その他

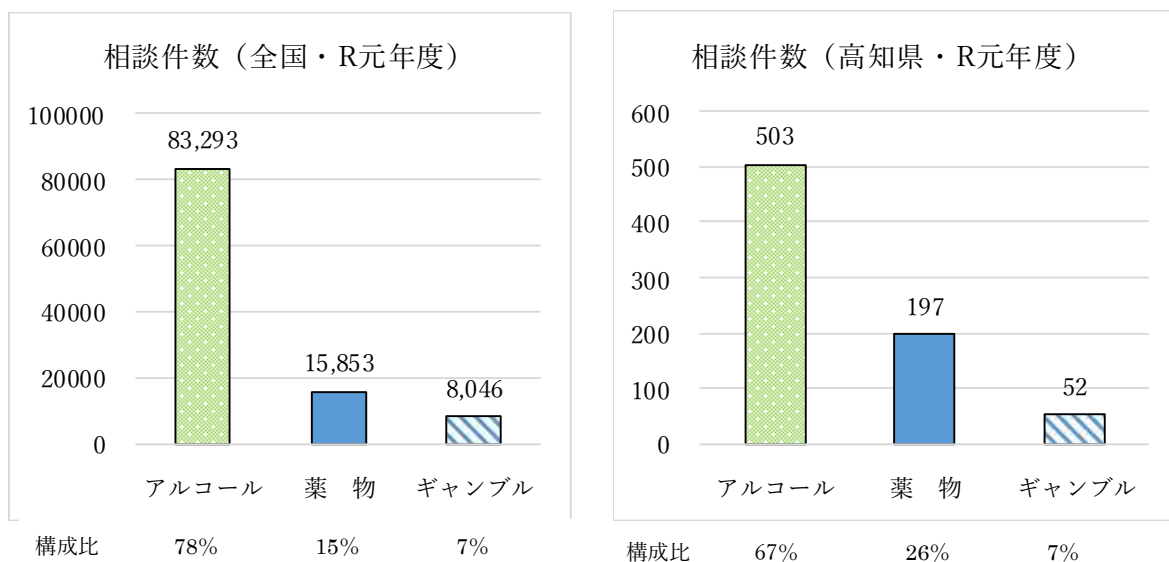
高知県内には、オートレース及び競艇の場外発売所があります。

3 相談状況

(1) 依存症（アルコール、薬物、ギャンブル）に関する相談件数

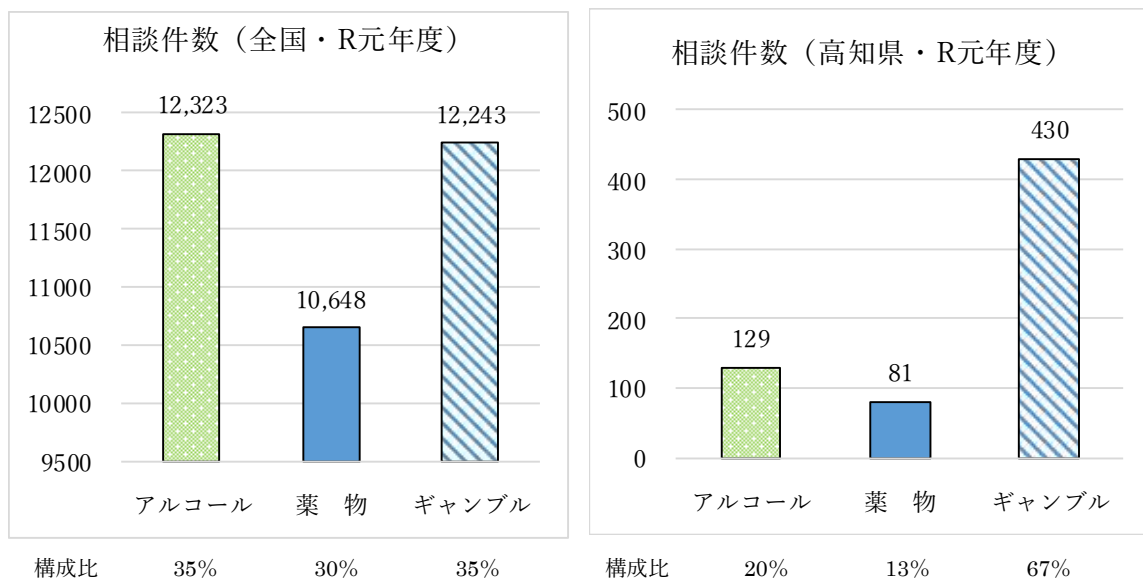
①保健所及び市町村

全国・高知県ともにアルコールに関する相談が最も多く、ギャンブルに関する相談は少ない傾向にあります。



②精神保健福祉センター

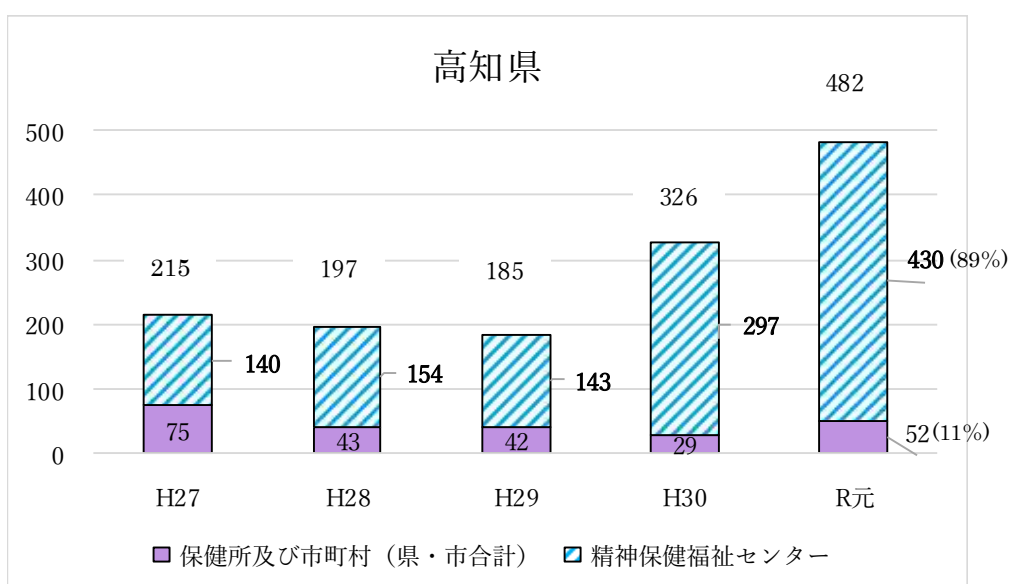
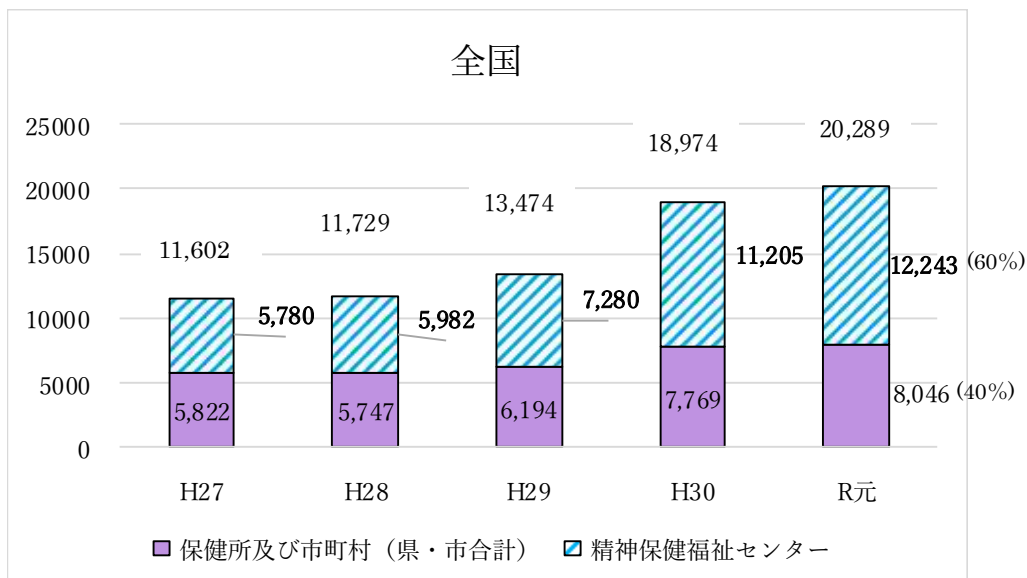
全国はアルコールに関する相談が最も多く、本県では、ギャンブルに関する相談が最も多くなっています。



※出典：地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例をもとに県障害保健支援課が作成

(2) ギャンブル等依存症に関する相談件数

相談件数としては、高知県では、保健所及び市町村よりも精神保健福祉センターでの相談件数の方が多い傾向にあります。

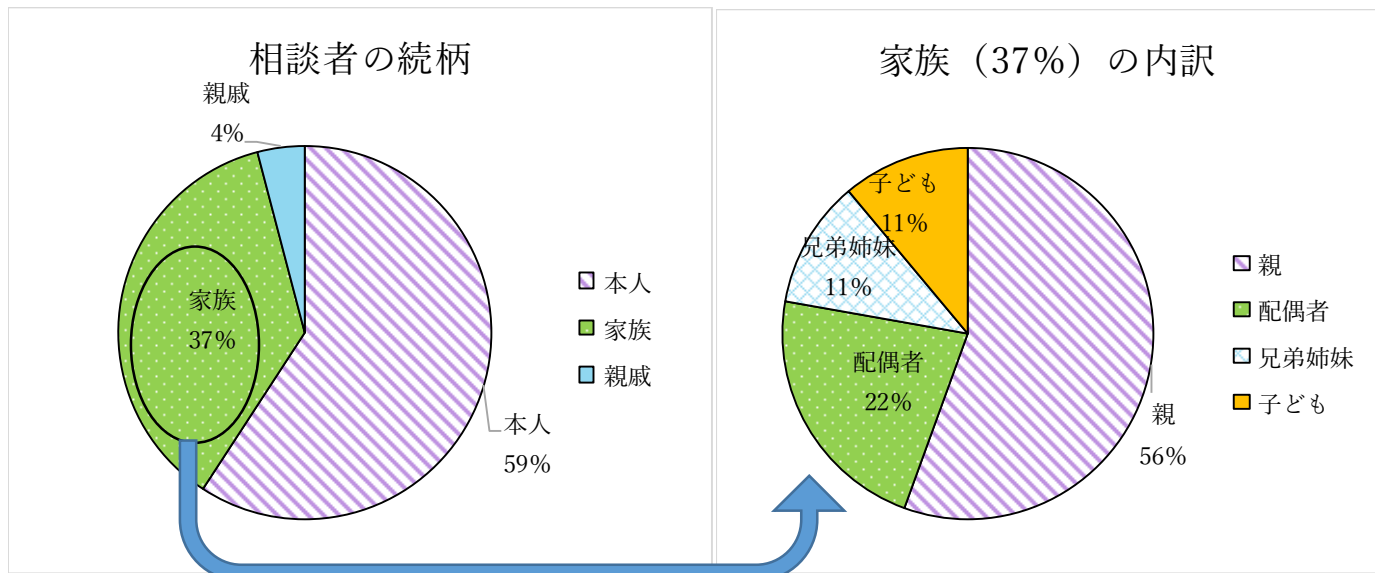


※出典：地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例をもとに県障害保健支援課が作成

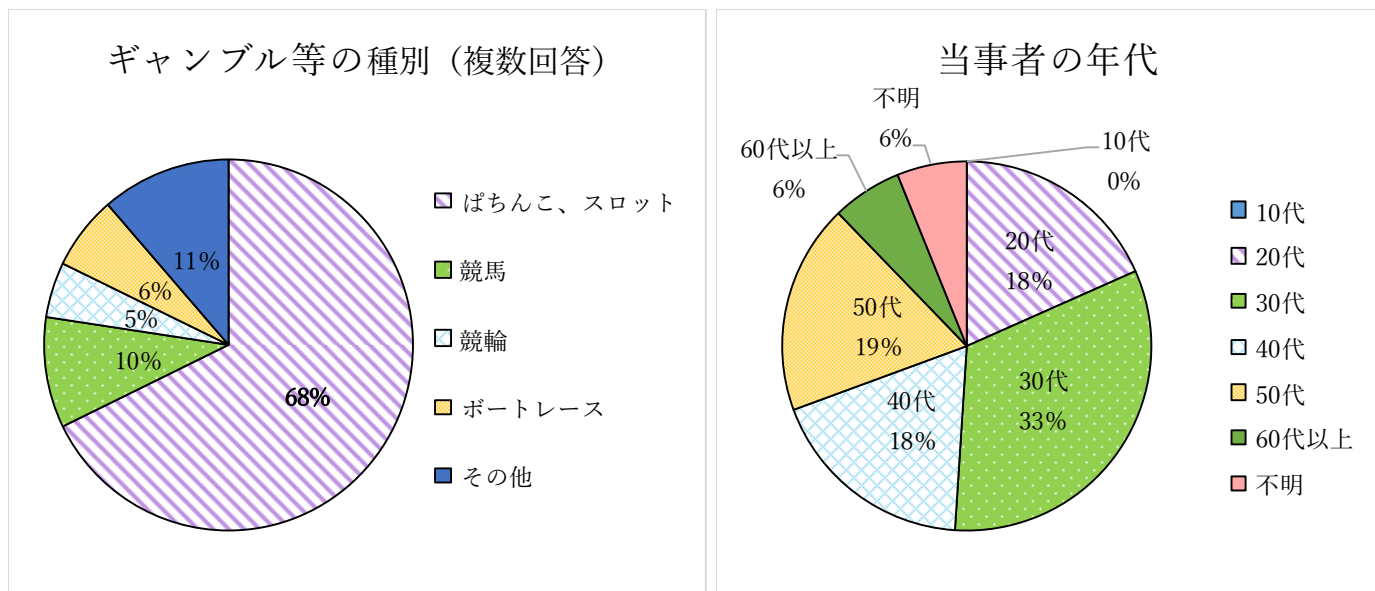
※相談件数：来所、電話及びメールによる延べ相談件数

(3) 高知県立精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症の相談状況

令和元年度のギャンブル等依存症に関する相談のうち、内容が把握できた49人の相談者の背景は次のとおりです。

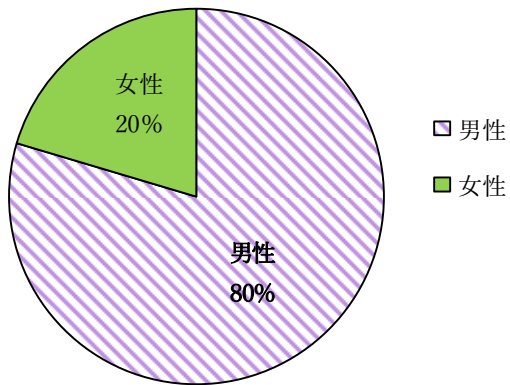


ギャンブル等依存症について精神保健福祉センターに相談に来られた方は、59%が「本人」、37%が「家族」となっています。

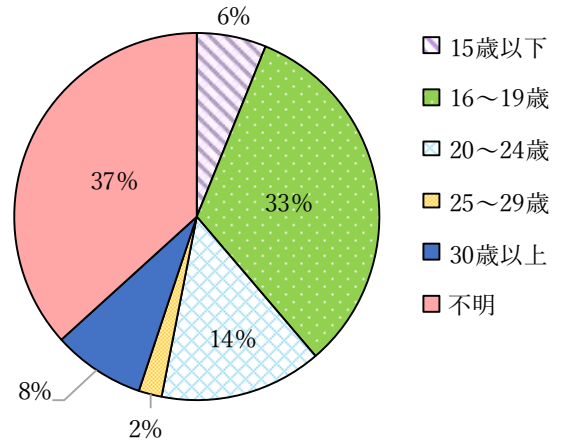


ギャンブル等の種別については、「ぱちんこ・スロット」が最も多くなっています。

当事者の性別

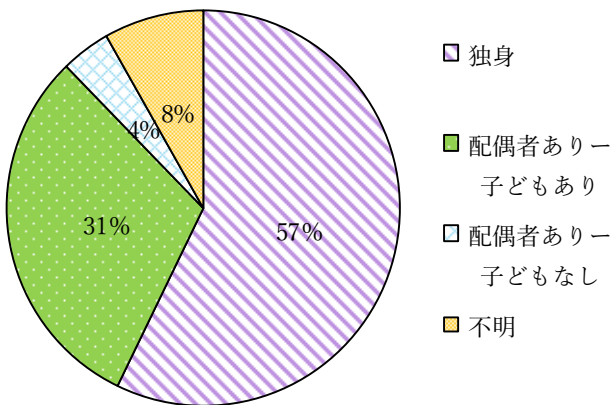


ギャンブル等の開始年齢

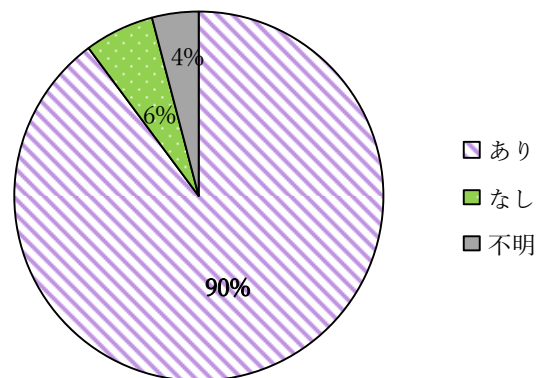


ギャンブル等依存症の当事者の性別は、「男性」が80%、「女性」が20%となっています。ギャンブル等の開始年齢は、「不明」も多いものの、「15歳以下」「16～19歳」「20～24歳」までを合わせると53%と、若年齢のときから開始している方が過半数を占めています。

当事者の家族構成

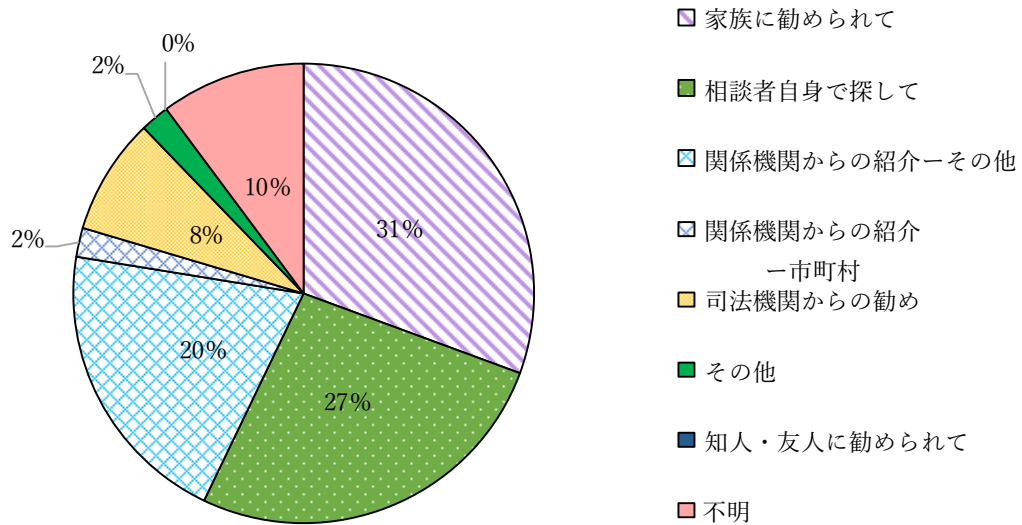


当事者の借金の有無



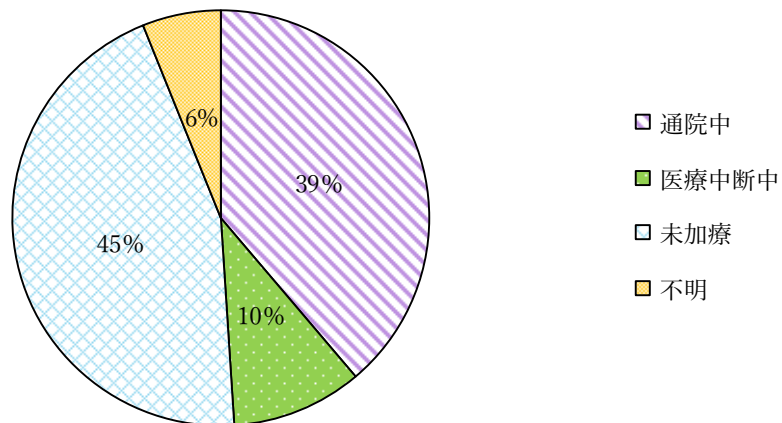
ギャンブル等依存症の当事者の家族構成は、「独身」が57%、「配偶者のいる方」が35%です。また、借金については、90%が「あり」と回答しています。

相談のきっかけ



精神保健福祉センターへの相談のきっかけは、「家族に勧められて」が31%、「相談者自身で探して」が27%、「関係機関からの紹介」が22%であり、「司法機関からの勧め」も一定割合あります。

精神科医療機関への受診状況



精神科医療機関への受診状況は、最も多いのは未加療ですが、通院中や医療中断中を合わせて約50%となることから、概ね半数は医療機関につながっています。

初回相談時の主な相談内容

[本人からの相談]

項目	内容
回復を希望した相談	ギャンブル等をやめたい
病院受診を希望する相談	ギャンブル等依存症を治してくれる病院に行きたい
診断を求めた相談	自分が依存症かどうかを知りたい
自殺念慮と自殺未遂のある相談	自殺未遂があり関係機関から紹介された
関係者（弁護士）等からの紹介相談	借金問題等で弁護士から紹介された

[家族からの相談]

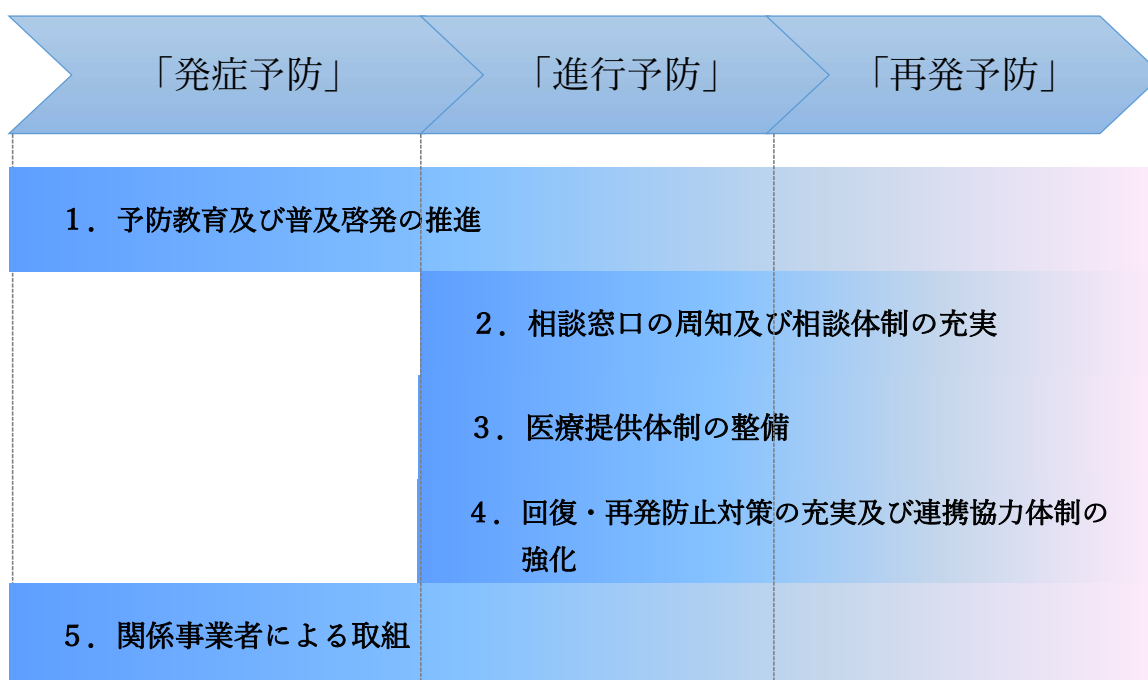
項目	内容
家族の借金問題と本人への対応方法の相談	家族の借金問題やギャンブル等依存症について相談したい
自覚のない本人を相談につなげたい	本人に自覚がなく、どうしたら相談機関につながるのか

第3章 依存症対策の基本的な考え方

基本法に定める基本理念である「ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずる」とともに、「ギャンブル等依存症に関連して生ずる様々な問題に関する施策との有機的な連携」を図りながら、本県におけるギャンブル等依存症対策を推進していきます。

そのため本県では、ギャンブル等依存症における「発症予防（一次予防）」、「進行予防（二次予防）」、「再発予防（三次予防）」の各段階に応じた対策について、下記の表に示すように、「予防教育及び普及啓発の推進」、「相談窓口の周知及び相談体制の充実」、「医療提供体制の整備」、「回復・再発防止対策の充実及び連携協力体制の強化」、「関係事業者による取組」の5つの柱を設定して、関係機関が連携しながら取り組んでいきます。

各段階に応じた対策のイメージ



第4章 具体的な取組

1. 予防教育及び普及啓発の推進

【現状】

精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症の相談状況をみると（10頁）、過半数のケースが若年齢でギャンブル等を開始しており、開始時期が早いことがその後のギャンブル等との関わり方に大きな影響を及ぼしていることが考えられます。

これまで、高等学校では、アルコール健康障害や薬物依存症に関する予防教育は行われてきましたが、ギャンブル等依存症に関する取組は最近始まったばかりです。

また、ギャンブル等依存症は、本人が病気である認識を持ちにくいこと、誰もがなり得る可能性があること、適切な医療や支援により回復が可能であることなどの正しい知識が県民に十分理解されていない可能性があります。

【課題】

若年層を対象にギャンブル等依存症に関する予防教育を実施する必要があります。また、広く県民の皆様に対して、ギャンブル等依存症に対する正しい知識の普及啓発を推進していく必要があります。

(1) 高等学校における予防教育の推進

高等学校においては、令和4年度からの新高等学校学習指導要領での保健体育科で精神疾患について取り上げられており、授業の中で文部科学省の指導参考資料等に基づき、ギャンブル等依存症についても学ぶ機会を設けるようにされています。

そのため、高知県健康教育推進研修会（保健主事研修会）等を通じて、ギャンブル等依存症に関する予防教育に携わる教職員に対して、依存症を正しく理解し、生徒に必要な指導をすることができるように研修等を実施します。

[保健体育課]

(2) 大学等と連携した普及啓発活動の推進

大学や専修学校と連携し、大学等で学生へのギャンブル等依存症に関する正しい知識と理解を促進するために啓発が行われるように取組を進めます。

[私学・大学支援課] [障害保健支援課]

(3) 正しい知識の普及と理解の促進

ア 依存症に関する普及啓発

関係事業者と連携し、フォーラムやイベントの開催、ホームページ、マスメディア、SNS等の様々な啓発ツールの積極的な活用により、ギャンブル等依存症に対する正しい知識の普及啓発を促進します。また、県ホームページでギャンブル等依存症度のチェック

ができる自己診断ツールを提供し、ギャンブル等依存症の恐れのある方が早期に気づけるように広報を行います。

[精神保健福祉センター] [福祉保健所 (保健所)] [関係事業者] [障害保健支援課]

イ ギャンブル等依存症問題啓発週間の取組

ギャンブル等依存症問題啓発週間には、関係機関と連携して、ポスターの掲示やホームページ、SNS等での発信を行い、啓発を強化します。

[関係事業者] [弁護士会] [県民生活課] [消費生活センター] [障害保健支援課]

ウ 消費生活相談における啓発

消費者庁等が作成したギャンブル等依存症対策の推進に向けた普及啓発用資料やホームページを活用して、普及啓発に努めます。

[県民生活課] [消費生活センター]

エ 関係事業者による啓発

公営競技の場内等でののめり込み防止・射幸心をあおらないポスターの掲示や相談窓口のリーフレットの設置等で啓発を強化します。

[関係事業者]

(4) 職域における普及啓発の推進

市町村や企業、産業保健総合支援センター等と連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発を促進します。

[市町村] [産業保健総合支援センター] [障害保健支援課]

2. 相談窓口の周知及び相談体制の充実

【現状】

県の相談窓口については、依存症に関わる様々な相談機関、支援機関、自助グループをとりまとめた「相談窓口ガイド」を作成し、精神保健福祉センターのホームページに掲載しています。

相談体制については、平成30年度に精神保健福祉センターを依存症相談拠点機関として選定し、依存症に関する相談対応や県民への普及啓発、相談窓口職員の人材育成、関係機関の連携強化などに取り組んでいます。令和元年度における県内のギャンブル等依存症に関する相談件数は、精神保健福祉センターが430件、保健所や市町村は52件となっています。

【課題】

県民の皆様に対して、依存症に関する相談窓口を周知する必要があります。

依存症に関連する相談窓口の職員等に対して、依存症への対応力を向上するための人材育成が必要です。

依存症に関連する様々な相談機関がそれぞれの役割を理解し、適切な連携が図られる必要があります。

(1) 相談窓口等の周知

ア ギャンブル等依存症に関する相談窓口の周知

相談窓口を広く県民の皆様を知っていただくため、リーフレットやマスメディア、SNSなどを活用して周知を図ります。特に、ギャンブル等施設や福祉関係の窓口機関等には、リーフレットの設置やトイレなどへのステッカーの貼付を依頼し、窓口の周知を強化します。

[精神保健福祉センター] [福祉保健所(保健所)] [県民生活課] [消費生活センター] [弁護士会] [関係事業者] [障害保健支援課]

イ 関連問題も含めた相談窓口の周知

ギャンブル等依存症だけではなく、消費生活問題等関連する問題も含めた相談窓口をホームページ等で県民にわかりやすく提示するよう努めます。

[県民生活課] [消費生活センター]

※ア、イともに、それぞれの相談機関のホームページには、関係機関のリンクを張るなど、依存症の悩みを抱える方が必要な支援に繋がるように工夫をします。

(2) 相談窓口における相談対応力の向上

ア 相談担当者への研修

精神保健福祉センターや福祉保健所(保健所)の職員等が、国が実施する依存症相談対

応指導者養成研修を積極的に受講し、依存症の専門的な相談対応が行えるようにします。

[精神保健福祉センター] [福祉保健所 (保健所)] [障害保健支援課]

(3) 相談窓口に繋げるための取組

ア 地域の支援者への研修等

市町村の職員、消費生活相談員、女性相談員などのギャンブル等依存症に関連する相談業務を担当する職員や、生活保護のケースワーカー、生活困窮者自立相談支援員等のギャンブル等依存症の方の支援に関わることが想定される職員に対して、ギャンブル等依存症に関する正しい知識や適切な対処方法、相談の内容に応じた窓口等について知っていただくための研修を機会をとらえて実施します。また、対象となる方の相談を受けた際にリーフレット等を活用し、適切な機関を紹介できるようにします。

[市町村] [福祉指導課] [地域福祉政策課] [県民生活課] [消費生活センター] [女性相談支援センター] [障害保健支援課]

イ 多機関が連携した支援の充実

ギャンブル等依存症に関する相談は、治療、回復支援、債務整理、家庭でのトラブルなど様々で、複数の悩みを抱えている場合もあり、それぞれ相談機関も異なります。そのため、例えば、多重債務に関する法律相談を扱う弁護士や司法書士の団体でギャンブル等依存症に関する正しい知識や対応方法、関係機関との連携などの研修を実施する等、それぞれの機関が行う研修において、関係機関との適切な連携について学ぶ項目を設け、必要に応じて適切な繋がりが実施できるように取り組みます。

[市町村] [福祉保健所 (保健所)] [精神保健福祉センター] [関係機関] [弁護士会] [司法書士会] [障害保健支援課]

【相談体制の充実に関する取組指標】

達成目標	R5 年度末目標値等
相談窓口周知のための媒体作成と配布	ギャンブル等依存症に関する相談件数増加
相談機関の相談担当者を対象とした研修の実施	受講者数：300 人
依存症対策全国センターが実施するギャンブル等依存症の指導者養成研修受講者の増加	相談対応指導者：10 人 ※年間 2 人以上の受講

3. 医療提供体制の整備

【現状】

県内では、ギャンブル等依存症の専門医療機関は1カ所選定していますが、治療拠点機関は整備できていません。

【課題】

県内で専門的な医療を受けられる体制が必要です。また、できるだけ身近な地域で必要な治療や支援を受けられるよう、専門医療機関以外の精神科病院やかかりつけ医療機関においても、ギャンブル等依存症に関する基本的な知識や治療方法などについて理解を深めていただくことが必要です。併せて、依存症の重症度や背景に応じて地域の医療機関や相談支援機関等と連携した支援が必要です。

(1) 治療可能な医療機関の充実

ア 専門医療機関等の整備

ギャンブル等依存症の方が県内で専門的な医療を受けられるよう、ギャンブル等依存症専門医療機関の設置を促進します。また、医療従事者に対する人材育成のニーズや情報発信の必要性が高まってきた場合には、そうした機能を果たす依存症治療拠点機関の選定について検討していきます。

また、必要に応じて、県内の依存症治療を実施している専門医療機関同士の連絡会を開催し、連携の強化について検討していきます。

[障害保健支援課]

イ 精神科医療機関の充実

依存症対策全国センター（久里浜医療センター）が実施するギャンブル等依存症の医療従事者向け研修（依存症治療指導者養成研修）の受講を働きかけ、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者を養成します。

[障害保健支援課]

ウ かかりつけ医等の医療従事者の研修等

適切な初期対応や専門医療機関への繋がりができるように、かかりつけ医療機関の医療従事者を対象に、ギャンブル等依存症に関する基本的な知識を身に付けるための研修を実施します。また、リーフレットを活用して治療のできる医療機関に繋がるよう医師会と協議します。

[障害保健支援課] [高知県医師会]

【治療体制の整備に関する取組指標】

達成目標	R5 年度末目標値等
専門医療機関の選定	県内に 2 か所以上の専門医療機関の選定
依存症対策全国センターが実施するギャンブル等依存症の指導者養成研修受講者の増加	治療指導者：総数 10 人 ※年間 1 人以上の受講
かかりつけ医等依存症対応力向上研修（ギャンブル等依存症）を受講した医師数の増加	総数 60 人 ※年間 20 人以上の受講

4. 回復・再発防止対策の充実及び連携協力体制の強化

【現状】

依存症相談拠点機関である精神保健福祉センターで回復支援プログラムや家族支援プログラムを実施しているほか、ギャンブル等依存症に関する自助グループや家族会も活動しています。

また、精神保健福祉センターが中心となって関係機関の連携の強化に向けた会議の開催や自助グループの見学会などを実施しています。

【課題】

ギャンブル等依存症になった方やその家族が回復し、再発を防止するためには、自助グループや家族会が大きな役割を果たしますが、自助グループや家族会の活動が活発に行われている状況ではありません。

(1) 回復・再発防止支援の充実

ア ギャンブル等依存症回復支援プログラム（SAT-G）の実施

※SAT-Gとは、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder）の略で、ギャンブルに頼らない生活を取り戻すことを目指したプログラムです。

依存症相談拠点機関である精神保健福祉センターで、ギャンブル等依存症回復支援プログラム（SAT-G）を実施します。また、県内の医療機関でSAT-Gが実施できるよう精神保健福祉センターを中心に拡げていきます。

[精神保健福祉センター] [医療機関]

イ 依存症相談拠点機関による家族への支援

ギャンブル等依存症を含めた依存症の悩みを抱える家族等を支援するため、精神保健福祉センターで、定期的に依存症家族支援プログラムを実施します。

[精神保健福祉センター]

ウ 自助グループ、家族会の活動充実と連携

県内で活動するギャンブル等依存症の自助グループ等の活動の活性化を支援します。また、アディクションフォーラムやセルフヘルプグループ見学会等を通じて、自助グループ等と相談機関や医療機関の連携の強化を図ります。

[精神保健福祉センター] [福祉保健所（保健所）] [消費生活センター] [市町村] [医療機関]

(2) 連携協力体制の強化

ア 関係機関のネットワークの強化

自殺・依存症対策ネットワーク会議等を通じて、依存症相談拠点機関が、相談窓口や支援機関、自助グループなどの連携を維持・強化します。

[精神保健福祉センター] [関係機関] [関係団体] [障害保健支援課]

イ 多機関が連携した支援の充実【再掲】

ギャンブル等依存症に関する相談は、治療、回復支援、債務整理、家庭でのトラブルなど様々で、複数の悩みを抱えている場合もあり、それぞれ相談機関も異なります。そのため、例えば、多重債務に関する法律相談を扱う弁護士や司法書士の団体でギャンブル等依存症に関する正しい知識や対応方法、関係機関との連携などの研修を実施する等、それぞれの機関が行う研修において、関係機関との適切な連携について学ぶ項目を設け、必要に応じて適切な繋がりが実施できるように取り組みます。

[市町村] [福祉保健所（保健所）] [精神保健福祉センター] [関係機関] [弁護士会] [司法書士会] [障害保健支援課]

ウ 連携した就労支援

ギャンブル等依存症で就労の場を失った方が社会復帰できるよう、必要に応じて相談支援機関が公共職業安定所や生活困窮者自立相談支援機関等に繋ぐといった連携した就労支援に取り組みます。

[公共職業安定所] [生活困窮者自立相談支援機関] [精神保健福祉センター] [福祉保健所（保健所）] [市町村] [関係機関]

エ 地域共生社会の実現に向けた包括支援体制との連携

ギャンブル等依存症の方やその家族が地域で孤立することなく必要な支援を受けられるよう、住民にとって最も身近な自治体である市町村において包括的な支援体制が構築されていることが重要です。県は、こうした市町村の体制づくりを支援するほか、市町村の包括支援の取組とギャンブル等依存症に関する各支援機関の取組が連携して実施できるよう、協力体制を強化していきます。

[地域福祉政策課] [高知県社会福祉協議会] [精神保健福祉センター]

達成目標	R5 年度末目標値等
家族支援プログラムの実施の継続	隔月 1 回
アディクションフォーラムの開催	年 1 回
ネットワーク会議の開催	年 1 回

5. 関係事業者による取組

【現状】

ギャンブル等依存症対策を適切に推進していくためには、ギャンブル等を実施している関係事業者の協力を得て、対策を実施していただくことが有効です。

県内には、各所にパチンコ店があるほか、高知競馬、高知競輪などの公営競技が実施されています。

【課題】

各関係事業者は、事業団体ごとに策定された指針やガイドラインに基づき対策が実施されているので、こうした取組を継続していくことが必要です。

(1) 遊技場（高知県遊技業協同組合）

- ア 「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対策ガイドライン」及び「対応運用マニュアル」を踏まえた広告宣伝を行います。
- イ ギャンブル等依存症の方の入店を制限する自己申告プログラム、家族申告プログラムの導入について加盟店に働きかけをします。
- ウ 安心パチンコ・パチスロアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）養成の講習会を開催し、各店舗に複数人のアドバイザーを配置します。
- エ ギャンブル等依存症の相談機関が掲載されたリーフレットを各店舗に設置したり、アドバイザーが配布することにより、相談機関等への紹介を行います。
- オ 18歳未満の者が立ち入りをしないようにするため、各広報媒体を活用した広報活動を行います。また、18歳未満と思われる者が入店した場合、身分証明書等による年齢確認を原則として実施し、18歳未満の場合は退店を促します。

(2) 高知競馬

- ア 射幸心をあおらないような広告を実施するとともに、依存症注意喚起ポスターの掲示及び場内モニターでのテロップ放映等を実施します。
- イ 本人や家族が申告した場合には、入場制限を実施するとともに、入場制限に関するマニュアルを整備し、警備員への教育指導を徹底します。
- ウ 相談者に対して、適切な相談窓口（精神保健福祉センター、福祉保健所（保健所）、医療機関等）を紹介します。また、ギャンブル等依存症に関する相談があったときに適切に対応できるようにするため、職員への研修を実施します。
- エ 地方競馬依存症相談窓口運用マニュアルに基づく責任者を設置します。
- オ 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターについて、ポスターやリーフレットで周知します。

カ 20歳未満と思われる者への警備員による声かけ及び年齢確認の実施をします。また、「地方競馬における未成年者による勝馬投票券購入等防止対策指針」による警備員への教育指導を徹底します。また、注意喚起標語のポスターなどへの掲載や勝馬投票券の自動券売機へのステッカーの貼付などを実施します。

(3) 高知競輪

ア ギャンブル等依存症対策に関する競輪業界としての広告指針に沿った広告を実施します。

イ 本人や家族申告による、入場禁止措置を実施します。

ウ ギャンブル等依存症に関する「高知競輪・競輪依存症相談窓口運用ガイドライン」(マニュアル)に沿った対応を行います。また、ギャンブル等依存症に関する研修を受講した職員を施行者事務所に配置します。

エ 場内の総合案内所において「お客様相談窓口」を設置し、ギャンブル等依存に関する相談者は、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」(東京)や精神保健福祉センター、福祉保健所(保健所)等につなぎます。

オ 20歳未満の者の車券の購入禁止やギャンブル等依存症に関する注意喚起のために、ポスターの掲示、自動発売払戻機へのステッカーの貼付、場内のモニター、大型ビジョン、デジタルサイネージへの注意喚起表示を行います。

(4) 不適切なギャンブル等の誘引防止

関係事業者への働きかけや営業所への立ち入り等を通じた適切な指導監督等を推進します。

[高知県警]

第5章 推進体制等

1 関連施策との有機的な連携

ギャンブル等依存症の対策の推進に当たっては、ギャンブル等関連問題に関する施策との連携が図られるよう、庁内関係各部署や行政機関、関係事業者、関係団体とも相互に必要な連絡・調整を行うとともに、「高知県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において連携を図り、ギャンブル等依存症対策を推進します。

2 計画の進行管理等

この計画に基づく取組を着実に推進するため、計画の目標の達成状況や施策の進捗状況について、有識者等で構成される「高知県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において意見聴取を行うことによりPDCAサイクルを通じて適切に進捗管理を行っていきます。また、県の日本一の健康長寿県構想推進会議でも依存症対策として、取組の進行管理を行います。

また、この計画の見直しについては、国の基本計画の動向や、この計画の進捗状況、社会情勢により、必要に応じて計画期間中でも実施することができるものとします。

